

警察法の一部を改正する法律案要綱

第一 国家公安委員会及び都道府県公安委員会等の管理機能の充実・強化のための措置

一 国会及び都道府県等の議会の関与の強化

1 国家公安委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して、国会に対し所掌事務の処理状況を報告し、都道府県公安委員会は、毎年、都道府県の議会に対し所掌事務の処理状況を報告しなければならないこととする。

1

2 両議院は、国家公安委員会の委員の任命に係る同意又は任命に係る事後の承認を求められた場合には、委員となろうとする者又は委員の出席を求め、その意見を聴くものとし、都道府県及び指定市の議会は、都道府県公安委員会又は方面公安委員会の委員の任命に係る同意を求められた場合には、委員となろうとする者の出席を求め、その意見を聴くものとする。

(第五条の二、第七条第四項、第三十八条の二、第三十九条第二項及び第四十六条第二項関係)

二 国家公安委員会の委員の任期の短縮、国家公安委員会及び都道府県公安委員会等の委員の再任の制限並びに都道府県公安委員会等の委員の常勤化

1 国家公安委員会の委員の任期は、三年とする。

2 国家公安委員会、都道府県公安委員会及び方面公安委員会の委員は、一回に限り再任されることができることとする。

3 都道府県公安委員会及び方面公安委員会の委員のうち少なくとも一人以上は、常勤としなければならないこととする。(第八条、第四十条第二項、第四十二条第三項及び第四十六条第二項関係)

三 国家公安委員会及び都道府県公安委員会等の事務局の設置

1 国家公安委員会、都道府県公安委員会及び方面公安委員会の事務(第二の一の事務を除く。)を処理させるため、国家公安委員会、都道府県公安委員会及び方面公安委員会に事務局を置くこととする。

2

2 事務局に、事務局長及びその他の職員を置き、事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理することとする。(第十二条、第四十四条及び第四十六条第二項関係)

第二 警察の職務の遂行の適正を確保するための措置

一 国家公安委員会及び都道府県公安委員会への監察等に関する権限の付与

- 1 国家公安委員会及び都道府県公安委員会は、その管理する事務に関し必要な監察を行うほか、警察行政に関する調査及び検討並びに苦情の処理を行うこととする。
- 2 国家公安委員会及び都道府県公安委員会は、中央警察監察委員又は都道府県警察監察委員から二一に基づく意見の提出若しくは三二に基づく調査の結果の報告又は四三に基づく意見の提出を受けたときは、警察庁又は警視庁若しくは道府県警察本部に対し具体的又は個別的な事項にわたる指示をすることができることとする。 (第五条第四項及び第五項並びに第二十八条第五項及び第六項関係)

二 中央警察監察委員室及び都道府県警察監察委員室の設置

- 1 国家公安委員会に中央警察監察委員室を、都道府県公安委員会に都道府県警察監察委員室を置き、中央警察監察委員室に中央警察監察委員五人を、都道府県警察監察委員室に都道府県警察監察委員五人以内を置くこととする。
- 2 中央警察監察委員及び都道府県警察監察委員は、一の事務をつかさどることとする。
- 3 中央警察監察委員及び都道府県警察監察委員の事務を補佐させるため、中央警察監察委員室に中央警察監察補佐員を、都道府県警察監察委員室に都道府県警察監察補佐員を置くこととする。

- 4 中央警察監察委員及び中央警察監察補佐員並びに都道府県警察監察委員及び都道府県警察監察補佐員は、国家公務員たる警察職員又は都道府県警察の職員がしたその職務に関する犯罪等につき、刑事訴訟法に規定する司法警察員の職務を行うこととする。 (第十二条の二及び第四十四条の二関係)

三 中央警察監察委員及び都道府県警察監察委員の調査等

- 1 中央警察監察委員及び都道府県警察監察委員は、国家公安委員会又は都道府県公安委員会が管理する事務に関するすべての事項の調査に当たり、その実情及び改善すべき事項についての意見を国家公安委員会又は都道府県公安委員会に提出することとする。
- 2 中央警察監察委員及び都道府県警察監察委員は、国家公務員たる警察職員又は都道府県警察の職員がその職務を遂行するに当たって、法令又は条例の規定に違反した等の疑いがあると認める場合は、速やかに事実を調査し、その結果を国家公安委員会又は都道府県公安委員会に報告し、及び必要がある場合には犯罪の訴追に協力することとする。
- 3 中央警察監察委員は、一及び二の調査(犯罪の捜査を除く。)を行うため必要があると認めるときは、警察職員からの報告の徴収、庁舎等への立入検査等の処分をすることができることとする。

(第十二条の三及び第四十四条の三関係)

四 苦情の申出等

- 1 警察行政等について苦情がある者は、中央警察監察委員又は都道府県警察監察委員に対し、苦情の申出をすることができることとする。
- 2 中央警察監察委員及び都道府県警察監察委員は、1の申出があつたときは、その相談に応じ、申出者に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査する等これを誠実に処理し、1の申出が文書によりなされたとき(口頭による申出がなされた場合であつて、文書によることができないことに相当の理由があるときを含む。)は、その処理の結果を文書により申出者に通知しなければならないこととする。
- 3 中央警察監察委員及び都道府県警察監察委員は、1の申出に係る苦情の処理に関して必要があると認めるときは、国家公安委員会又は都道府県公安委員会に対し意見を提出することができることとする。

(第十二条の四及び第四十四条の四関係)

第三 警察行政の運営の透明性を向上させ、警察に対する国民の信頼を確保するための措置

一 国家公安委員会及び都道府県公安委員会等の議事録の公表

国家公安委員会、都道府県公安委員会及び方面公安委員会の委員長は、会議の議事録を作成し、国家公安委員会にあっては行政機関の保有する情報の公開に関する法律に規定する不開示情報が、都道府県公安委員会及び方面公安委員会にあっては都道府県の情報公開条例に規定する不開示情報が記載されている部分を除き、これを公表しなければならないこととする。

(第十一条第四項、第四十三条の二第四十六条第二項関係)

二 情報公開の推進

国及び地方公共団体は、警察行政の運営の透明性を向上させ、警察に対する国民の信頼を確保するために、警察の保有する情報の公開が欠くことのできないものであることにかんがみ、その積極的な公開の推進を図るものとする。

(第七十五条の二関係)

三 行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正

行政機関の保有する情報の公開に関する法律における不開示情報のうち、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすお

それがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報を、そのおそれがあることが明らかである情報に改める。

(附則第五条関係)

第四 施行期日等

- 1 この法律は、平成十三年四月一日から施行することとする。
- 2 所要の経過措置を定める。
- 3 検察審査会法等について、所要の改正を行う。(附則第一条から第四条まで及び附則第六条関係)